

## 医療事故等の公表基準

### 1. 公表の目的

市立千歳市民病院で発生した医療事故等について、社会に情報提供を行うことで、医療の透明性及び信頼性を確保することにより、患者が安心して医療を受けられる体制を構築するためこの基準を定めるものである。

### 2. 用語の定義

#### (1) インシデント

患者の診療やケアにおいて、本来あるべき姿から外れた行為や事態の発生を意味する。患者だけではなく、訪問者や医療従事者に傷害の発生した事例や障害をもたらす恐れがあったと考えられる状況も含む。エラーや過失の有無は問わない。「傷害が発生しなかったもの」「発生したもの」の両方を含む。

#### (2) 医療事故

医療従事者の過失(医療の過失)の有無を問わず、医療の全過程において発生する全ての人身事故をいい、被害者は、患者・患者の家族、医療従事者、その他本院に出入りする全ての者とする。

### 3. インシデント区分

レベル	
レベル 0	エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった
レベル 1	患者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
レベル 2	処置や治療は行わなかった（患者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
レベル 3a	簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
レベル 3b	予定又は予期していなかった濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
レベル 4a	永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害や美容上の問題は伴わない
レベル 4b	永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害や美容上の問題が伴う
レベル 5	死亡（原疾患の自然経過によるものを除く）
その他	未定/不定の場合

## 4. 公表の基準

インシデント区分ごとの公表基準は次のとおりとする。

区分	過失のある（医療事故）	過失のない医療事故	
レベル 0	医療事故として取り扱わず非公表		
レベル 1			
レベル 2			
レベル 3a	非公表		
レベル 3b	包括的公表（レベル別件数、事故内容別件数）		
レベル 4a	包括的公表（レベル別件数、事故内容別件数）		
レベル 4b			原則公表
レベル 5			

※その他、過失の無いレベル 4a 以上の事故で、他の医療機関も含めて医療事故防止上、公表が望ましいと判断した場合は、公表する。

## 5. 公表の内容及び時期

- レベル 3b の事故、レベル 4a・b、レベル 5 であって過失のない事故については、当該年度における次の事項を翌年度に一括して公表する。
  - レベル別件数
  - 事故内容別件数
- レベル 4a・b 及びレベル 5 であって過失のある事故については、速やかに次の事項を公表することを原則とする。
  - 事故の概要
  - 対策と改善状況等
  - その他必要事項
- その他、緊急に公表すべきと判断される事故については、レベルの区分及び過失の有無にかかわらず、速やかに公表する。

## 6. 公表の手続き

通常、公表する内容については、院内に設置する安全管理委員会で決定する。ただし、緊急に公表すべきと判断される事故については、院内に設置する緊急事故対策会議で決定する。

## 7. 公表にあたっての留意事項

- レベル 4a・b 及びレベル 5 の過失のある事故の公表については、事前に患者側に対し十分説明を行い、原則、書面により同意を得ること。同意が得られない場合は、公表を控えること。
- 患者及び職員等が特定されないよう個人情報の保護に十分配慮するとともに、患者側の意思を尊重すること。
- 紛争中の事故等、病院事業の円滑な運営を妨げる恐れがあると判断される場合は、公表の有無または公表時期等を検討する。
- 守秘義務が課せられている情報については、公表内容から削除する。

## 8. 適用

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日以降に発生した医療事故等について適用する。